

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

埼玉県公営競技の予想業者等の登録に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県公営競技の予想業者等の登録に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県公営競技の予想業者等の登録に関する規程（昭和三十九年埼玉県告示第四百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

一 二十歳未満の者

第五条第三号を次のように改める。

三 精神の機能の障害により競走の予想、両替、払戻金の立替又は予想新聞の販売を行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第五条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六条中「二センチメートル」を「二・四センチメートル」に改める。

様式第一号中「あひ先」を「寄先」に改め、「(甲)囀×(イ)寄先(ロ)」を削る。

様式第三号中「~~寄先~~」を削る。

様式第四号中「~~あひ先~~」を「寄先」に改める。

様式第五号中「~~あひ先~~」を「寄先」に改め、「(甲)囀×(イ)寄先(ロ)」を削る。

附 則

(施行日)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一号の改正規定は令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の埼玉県公営競技の予想業者等の登録に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この告示の際現に交付されているこの告示による改正前の様式第三号による登録証は、この告示による改正後の様式第三号による登録証とみなす。